

福島県の事業所における喫煙の実態と禁煙・分煙対策に関する調査研究

主任研究者 福島産業保健推進センター相談員 田中 正敏
(福島県立医科大学名誉教授・福島学院大学教授)

相談員 中村 寿雄
(中村労働衛生コンサルタント事務所長)

共同研究者 福島産業保健推進センター所長 小山 菊雄
(前)副所長 羽曾部 武敏

業務課長 高島 勝治、業務課員 土屋 大輔、関根 貴子

1 はじめに

タバコが喫煙者本人の健康を害することはすでに広く知られており、近年は、受動喫煙(他の人のタバコの煙を吸わされること)による非喫煙者の健康影響への関心が高まっている。

我が国では平成15年5月に施行された健康増進法第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のタバコの煙を吸わされることをいう)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められ、また新しい「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(以下、新ガイドライン)が公示された。職場の喫煙対策の徹底が望まれるところである。

このたび、福島産業保健推進センターでは、健康増進法施行、新ガイドライン制定により受動喫煙防止対策が全国的に推進していることから、県内の喫煙対策を推進する上で問題点を明らかにし、また今後、当地域においてガイドラインに沿った対策方法や、当センターが果たすべき活動推進の事業立案の指針に活用することを目的として、県内の事業所を対象に喫煙対策状況等の調査研究をおこなった。郵送法によるアンケート調査、および約20ヶ所の事業所において喫煙所・室及びその周辺の空気環境の実測調査を行った。ここでは主としてアンケー

ト調査について報告する。

2 調査対象、方法

調査対象は福島県内の事業所で、従業員数100人以上の一般企業、そして国、市、町村の公的な機関や医療機関、大学などにおいては50人以上の規模を目安として、県内の全職場を対象に郵送法によるアンケート調査をおこなった。有効送付件数は1,025件であり、最終的な有効回答は580件(57%)であった。

アンケート調査の内容は、各事業体の従業員数など事業場の概況、従業員数、安全衛生委員会、労働衛生管理体制、喫煙実態、喫煙対策の実施・方法などとした。

3 結果

1) 喫煙率について

職場の喫煙率について調査済みの事業所は、全事業所580ヶ所のなかで、117ヶ所(20%)であった。調査済みの事業所における喫煙率は、男性が42.4%、女性は16.5%、男女計では35.4%であった。

2) 事業主、管理者などの喫煙実態について

回答のあった574ヶ所の事業主のなかで自身が喫煙者であった場合は、176人(31%)であり、「禁煙した」が96人(17%)、非喫煙者は292人(51%)であった。

産業医の喫煙実態については、回答のあった509人の産業医のなかで自身が喫煙者であった場合は47人(9%)であり、「禁煙した」が36人(7%)、非喫煙者は342人(67%)

であった。

記入者自身の喫煙実態については、記入者は多くの場合は、総務課に属し職場の衛生管理に関与している方と思われる。回答のあった575人のうち、記入者自身が喫煙者であった場合は185人(32%)であり、「禁煙した」が77人(13%)、非喫煙者は312人(54%)であった。

3) 健康増進法の周知について

回答のあった576ヶ所の事業所における記入者のうち、健康増進法を「知っていた」は407人(71%)であり、「聞いたことがある」が151人(26%)、「知らない」が18人(3%)であった。

4) 喫煙対策のためのガイドラインについて

回答のあった575ヶ所の事業所のうち、ガイドラインを「知っていた」は276人(48%)であり、「聞いたことがある」が230人(40%)、「知らない」が69人(12%)であった。

5) 喫煙対策の開始年について

喫煙対策の開始年が2000年以前からの実施していた場合は全体の16%であり、次いで2005年度の実施が23%、2004年度の実施が14%であった。

6) 喫煙対策実施の動機、きっかけ(複数回答可)

喫煙対策を実施している事業所525ヶ所のうちで最も多かった動機、きっかけは「健康増進法の施行」の割合で45%であった。次いで、「非喫煙者からの要望」が40%、「経営者からの要望」が33%などであった。

7) 喫煙対策の方法について(複数回答可)

回答のあった事業所525ヶ所のうち、「敷地内全面禁煙」は22%であった。「建物内全面禁煙」は27%であり、このうちでは屋外に喫煙所等を設置している場合が8割を占めていた。「建物内空間分煙」については61%と多く、そのうち、排気装置を設けている喫煙室が5割以上であり、次いで喫煙コーナーのみ、空気清浄機を設けている喫煙室が3割弱にみられた。禁煙タイムを設けての時間分煙は8%にみられた。

4 考察

事業体においては男性の喫煙率が高く、また「喫煙は個人の問題である」との見解からも禁煙よりは、現実的な対策として空間分煙に主眼がおかれている。事業体の業種により、分煙対策の程度が異なり、精密機器の製造などでは粉塵対策から喫煙対策が徹底している。しかし、事務、行政業種においては来訪者などの事由もあり、応接の場などにおいては、分煙対策が不徹底になっているところが多く、これには事業主や管理者の分煙への取組の姿勢による影響が大きいものと推察される。

職場などでの喫煙では、時間分煙として休み時間を喫煙タイムとしている場合もみられる。しかし、タバコの煙や臭いが残るなど対策として不十分であり、一定の喫煙場所を確保しての空間分煙が推奨される。建物内に喫煙場所を定める場合には換気扇などの排煙装置を設置し、それを外部に直接的に排気するのが効果的である。排煙が不十分であったり、喫煙室の窓を開け風が入り込んだりして、周りの部屋にタバコの煙が流れ受動喫煙となる。また屋外に喫煙所を設ける場合にも入口脇など人々の多く集まる場所ではなく、離れた場所に喫煙場所を設置するなどの配慮が必要である。

実測結果からは、事務室などの非喫煙職場での粉塵濃度は平均で約 0.02 mg/m^3 であり、基準値をはるかに下まわっていた。しかし境界部での平均値は 0.03 mg/m^3 、最高値が 0.2 mg/m^3 であり、扉からの漏れのみられる喫煙室がみられた。一方、喫煙室における粉塵濃度は平均で約 0.4 mg/m^3 、標準偏差が 0.3 mg/m^3 と高く、喫煙室による濃度のばらつきが大きかった。今回実測した喫煙室、34ヶ所のうち、71%の喫煙室で粉塵濃度の基準値の 0.15 mg/m^3 をうわまわっていた。これには喫煙人員による影響が大きい。実測した排気風量においても、喫煙室の容積に比し、風量の少ないところが多い。扉やガラリでの風速が遅く、扉を開けての出入りの際あるいは、ガラリでは普段でもタバコ煙が周辺部に漏れやすい状態となっている。